

# 企業庁関係三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規程

(平成二十六年三月二十七日 三重県企業庁管理規程第一号)

(趣旨)

**第一条** この管理規程は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この管理規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この管理規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 課長 三重県企業庁組織規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第一号。次号において「組織規程」という。）第二条に規定する課の長をいう。
- 二 所長 組織規程第九条に規定する事業所の長をいう。
- 三 債権管理者 企業庁長又は企業庁長の債権の管理に関する事務の権限の委任を受けた者をいう。

(企業庁長の役割)

**第三条** 企業庁長は、債権の管理の適正を期するため、企業庁における債権の管理に関する事務で、次に掲げる事項を処理するものとする。

- 一 債権の状況を把握すること。
  - 二 債権の管理に関する事務の処理を推進すること。
  - 三 債権の管理に関する事務について必要な指導及び調整を行うこと。
- 2 企業庁長は、前項の事務を財務管理課長に行わせることができる。

(債権管理簿の整備等)

**第四条** 債権管理者は、その所管に属する債権を適正に管理するため、債権の管理に関する記録を記載した書面（次項において「債権管理簿」という。）を整備し、債権の管理に関する事務及びこれに付帯する事務について、自ら検査を行わなければならない。

2 債権管理簿に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 債権の名称
- 二 債務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 三 債権の金額
- 四 債権の発生及び徴収に係る履歴
- 五 その他必要と認める事項

(督促)

**第五条** 条例第六条に規定する督促は、法令、条例及び規則等に定めがあるものを除き、履行期限経過後二十日以内に債権管理者が書面により行うものとする。

- 2 前項に規定する督促において指定する期限は、同項の書面を発する日から起算して十日を経過した日（当該経過した日が三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日（当該経過した日が三重県の休日）とする。）とする。

(履行期限の繰上げ)

**第六条** 条例第九条の規定による履行期限を繰り上げることができる理由であつて規則等で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が自ら担保を滅失し、又は損傷したとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。
- 四 債務者である法人が解散したとき。
- 五 債務者が死亡した場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法令又は契約に基づき債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたとき。
- 2 前項の規定による履行期限の繰上げは、債権管理者が行うものとする。

(徴収停止)

**第七条** 債権管理者は、条例第十一条の規定による徴収停止の措置を採る場合は、あらかじめ同条各号のいずれかに該当する理由、当該措置を採ることが債権の管理上必要であると認める理由、債務者の業務又は資産に関する状況、債務者の所在その他必要な事項を明らかにして行わなければならない。

- 2 債権管理者は、条例第十一条の規定による徴収停止の措置を採った後、事情の変更等により当該措置を維持することが不適当となったことを知ったときは、直ちに当該措置を取りやめなければならない。

(履行延期の特約等)

**第八条** 債権管理者は、条例第十二条の規定による履行延期の特約等（以下「履行延期の特約等」という。）をする場合は、あらかじめ次に掲げる事項

を記載した書面を債務者に提出させて行うものとする。

- 一 債務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 債務の金額
- 三 債務の内容
- 四 履行期限の延長を必要とする理由
- 五 履行期限の延長に係る履行期限
- 六 履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項
- 七 その他必要と認める事項

2 債権管理者は、履行延期の特約等をしたときは、当該結果について債務者に、又は必要に応じて、保証人に通知しなければならない。  
(履行期限を延長する期間)

**第九条** 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、履行期限(条例第十二条第二項の規定により履行期限後に履行延期の特約等をする場合にあっては、当該履行延期の特約等をする日をいう。以下同じ。)から五年(条例第十二条第一項第一号又は第五号に該当する場合にあっては、十年)以内において、当該履行期限の延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

**第十条** 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対し、次に掲げる事項のうち必要な措置を採るものとする。

- 一 担保又は増担保の提供、保証人の保証又は変更その他担保の変更をさせること。
- 二 県が当該債務に係る債務名義を取得すること。
- 三 債務証書(県に対する債務の履行及び当該債務の履行に関して従う条件を記載した書面をいう。)を提出させること。
- 四 官公署等に資産等の調査を行うことについての同意書を債務者又は保証人に提出させること。  
(履行延期の特約等の条件)

**第十一条** 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

- 一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- 二 次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、当該履行期限の延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

イ 債務者が県の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ハ 条例第十条第一項に掲げる理由が生じたとき。

ニ 債務者が第一号に掲げる条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。

ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該履行期限の延長に係る履行期限によることが不相当となったと認められるとき。

(延納利息)

**第十二条** 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、利息（以下この項及び次項において「延納利息」という。）を付するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該延納利息を付さないことができる。

一 履行延期の特約等をする債権が条例第十二条第一項第一号又は第三号に該当するとき。

二 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を付することとなっているものであるとき。

三 履行延期の特約等をする債権が利息、遅延損害金その他法令又は契約の定めるところにより一定期間に応じて付する加算金に係る債権であるとき。

四 履行延期の特約等をする債権の金額が二千円未満であるとき。

五 延納利息を付することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が千円未満であるとき。

2 前項の規定による延納利息の額は、履行延期の特約等をする債権の金額（千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、履行期限の翌日から当該履行期限の延長に係る履行期限までの日数に応じ、履行延期の特約等をする日の属する年度の三重県企業庁会計規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第四号）第七十一条第一項の企業庁長が別に定める率を乗じて計算した額とする。ただし、その金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(未納となっている債権の状況)

**第十三条** 企業庁長は、毎年、条例第十六条の規定により債権処理計画（未納となっている債権の状況をまとめた債権の処理に関する計画をいう。）を策定し、これを公表するものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の際現に使用している債権の管理に関する記録を記載した書面であつて、第四条第二項各号に掲げる事項を記載していると認められるものは、同条第一項に規定する債権管理簿とみなす。

3 この管理規程の施行の際現に定められている債権の処理に関する目標を定めた計画であつて、第十三条に規定する債権処理計画と同等の内容を有すると認められるものは、同条に規定する債権処理計画とみなす。

**附 則** (令和二年五月二十六日三重県企業庁管理規程第八号)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

2 この管理規程による改正後の第十二条第一項の規定は、この管理規程の施行の日以後に履行延期の特約等をする場合について適用し、同日前に履行延期の特約等をした場合については、なお従前の例による。